

# 介護職員等ベースアップ等支援加算 算定のガイドブック

# 目次

はじめに	3
介護職員等ベースアップ等支援加算とは？	4～5
ベースアップ等加算の単位数	6
ベースアップ等加算の算定要件	7～8
ベースアップ等加算を算定するまでの流れ	9～16
ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A	17～32

# はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますよう何卒宜しくお願い致します。



# 介護職員等ベースアップ等支援加算とは？

介護職員等ベースアップ等支援加算（ベースアップ等加算）は、介護職員等の処遇改善を目的として**介護職員等1人あたりの収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げる**ために、2022年10月に創設された加算です。

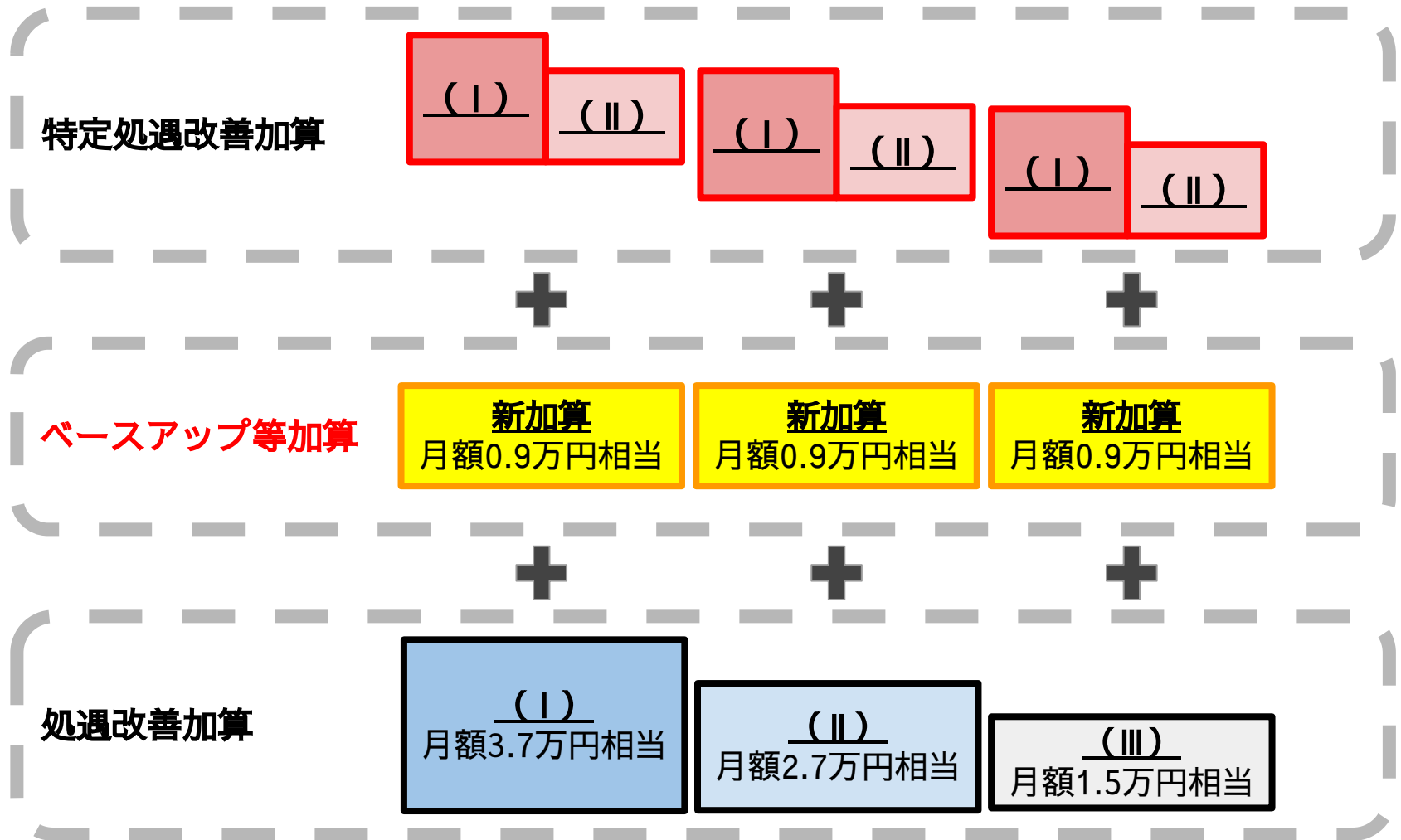
これまでも介護職員の処遇・賃金を改善するための介護職員処遇改善加算（処遇改善加算）、経験・技能のある介護職員に重点化して更なる処遇改善を行うための介護職員等特定処遇改善加算（特定処遇改善加算）が設けられてきました。

新型コロナウイルス感染症や少子高齢化への対応が重なっている状況から、看護、介護、保育、幼児教育の分野で最前線で働く方々に対する支援を早急に実施する観点から、令和4年2月から介護職員処遇改善支援補助金を実施され、その支援を継続するために介護報酬の枠組みにおいて、ベースアップ等加算が設けられました。

処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等加算は、介護職員が応募先を決める時の法人・事業所を選ぶ基準の一つになっています。事業所の運営における『人材の確保』という観点から、これらの加算を算定すること、そして、より上位の区分を算定することは、とても重要なことになっています。

# 介護職員等ベースアップ等支援加算とは？

処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等加算の全体像



# ベースアップ等加算の単位数 (一部抜粋)

介護サービス種別	処遇改善			特定処遇改善		ベースアップ等加算
	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅰ)	(Ⅱ)	
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%
訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	2.1%	1.5%	1.1%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%
通所リハ	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%	1.0%
特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%
認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%
小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%
認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%
介護老人福祉施設 短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%
介護老人保健施設 短期入所療養介護（老健）	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%

# ベースアップ等加算の算定要件

## ベースアップ等加算の算定要件

### 【ベースアップ等加算の算定要件】

以下の要件をすべて満たすこと。

- 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
- 計画書を作成し、その内容をすべての職員に周知し、都道府県知事等に届け出ていること。
- ベースアップ等加算の算定額を上回る賃金改善（※）を実施すること。
- 賃金改善額の3分の2以上は「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」に充てる賃金改善を実施すること。
- 事業年度ごとに実績報告書を作成し、都道府県知事等に報告すること。

### ※加算の算定額を上回る賃金改善

経営の悪化などにより事業の継続が困難な場合は、ベースアップ等加算による賃金改善分を除く職員の賃金水準を見直すことはやむを得ないとされています。ただし、賃金水準を見直す場合、その内容について都道府県知事等に届け出ることが必要になります。

# ベースアップ等加算の算定要件

## 処遇改善加算の算定要件

### 【処遇改善加算の算定要件】

以下の要件を満たすこと。

※処遇改善加算の算定要件の詳細は、別にダウンロードできる処遇改善加算の資料をご覧ください。

### (各区分に共通の算定要件)

- 賃金改善を行う方法等について職員に周知すること。
- 処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- 労働保険に加入し、労働保険料を適正に納付していること。
- 労働基準法、他の労働に関する法令に違反して（罰金以上の刑に処せられて）いないこと。
- 所轄官庁へ計画書・実績報告書等を提出すること。

### (区分ごとの算定要件)

- (Ⅰ) キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、職場環境等要件をすべて満たすこと。
- (Ⅱ) キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件をすべて満たすこと。
- (Ⅲ) キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱのいずれかと職場環境等要件を満たすこと。



# ベースアップ等加算を算定するまでの流れ

①就業規則、各種規程の調整・整備



②計画書の作成



③職員へ周知



④都道府県等へ計画書の提出



⑤賃金改善の実施



⑥実績報告書の作成、都道府県等へ提出

# ベースアップ等加算を算定するまでの流れ

## ①就業規則、各種規程の調整・整備

ベースアップ等支援加算を算定するには、社内の就業規則や給与規程、その他の規程等を調整（変更）することが必要になります。

### 就業規則、給与規程、その他の規定等に定める項目

（ベースアップ等加算に関わる事項）

- 基本給の体系や金額の見直し・調整
- 手当の項目の創設・変更

（処遇改善加算に関わる事項）

- 職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件
- 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系
- 能力評価チェック表
- 資格取得の支援の内容
- キャリアパス表
- 経験、資格、人事評価等に基づき昇給する仕組み
- 短時間正規職員制度
- 非正規職員から正規職員への転換の制度

など

# ベースアップ等加算を算定するまでの流れ

## ②計画書の作成

計画書は、以下のような内容について、必要に応じて計算などを行い、記載します。

- ベースアップ等加算の算定見込額
- 賃金改善の見込額
- ベースアップ等による賃金改善見込額
- グループごとの賃金改善見込額
- 賃金改善の実施期間
- 賃金改善を行う給与の種類
- 賃金改善の取り組み内容

### 計画書の作成のポイント

- 所轄官庁のホームページで、入力サポートがある計画書のファイルが公開されていますので、それをダウンロードして使いましょう。
- 新規に加算を取得する場合の書類の提出期限は、加算を算定する月の前々月末日となっています。そのスケジュールに合わせて、所轄官庁の担当者へ不明点の確認を行いましょう。

# ベースアップ等加算を算定するまでの流れ

## ③職員への周知

ベースアップ等加算に関わる就業規則や計画書等について職員に周知する必要があります。

### 周知する書類等

- 就業規則、給与規程、その他の規定等
- ベースアップ等加算計画書（賃金改善の方法、賃金改善以外の処遇改善の内容）

### 周知の方法

- 全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示
- 全従事者への文書による通知

# ベースアップ等加算を算定するまでの流れ

## ④都道府県等へ計画書の提出

ベースアップ等加算を算定する際、所轄官庁へ以下のような書類を届け出る必要があります。

### 【提出書類の例】

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- 処遇改善計画書
  - 別紙様式 2-1 (処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等加算共通)
  - 別紙様式 2-2 (処遇改善加算：処遇改善加算を同時に算定開始する場合)
  - 別紙様式 2-4 (ベースアップ等加算)

### 【提出期限の例】

加算を算定する月の前々月末日まで

(例：令和4年12月から算定する場合、令和4年10月末日までに提出)

※書類名等は例示です。具体的な提出書類、提出期限は所轄官庁へお問い合わせください。

# ベースアップ等加算を算定するまでの流れ

## ⑤賃金改善の実施

ベースアップ等加算として算定した金額について、その金額を上回る金額の賃金改善を実施すること、賃金改善額の3分の2以上をベースアップ等（基本給または決まって毎月支払われる手当）で実施することが必要です。

### 賃金改善のポイント

- 賃金改善は、基本給、手当、賞与等（退職手当を除く）で行う。
- 賃金改善の賃金改善額の3分の2以上を、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」で行う。
- 原則として、職員の賃金水準を低下させてはいけない。
- 賃金改善は、処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等加算で分けて行う。
- ベースアップ等加算の配分ルールは明確化されていないが、「介護職員の処遇改善を目的としていること」を踏まえた配分を行う。

# ベースアップ等加算を算定するまでの流れ

## ⑤賃金改善の実施 スケジュールの例

		令和4年										令和5年							
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
加算算定期間	提出期限																		
																	最終報酬支払月		
賃金改善実施期間																	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">いずれかの期間を選択</div>		

●計画書の提出期限は、加算を算定する月の前々月末日（2月末日）です。ただし、介護報酬改定がある年度は、提出期限が変更になる可能性があります。

●実績報告の期限は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月末日（7月末日）です。

# ベースアップ等加算を算定するまでの流れ

## ⑥実績報告書の作成、提出

ベースアップ等加算を算定する場合、『各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日（⇒ **7月末日**）』までに所轄官庁へ実績報告書を届け出る必要があります。

- ベースアップ等加算の算定額
- 賃金改善額
- ベースアップ等による賃金改善額
- グループごとの賃金改善額
- 賃金改善の実施期間

### 実績報告書のポイント

- 所轄官庁のホームページで、入力のサポートがある実績報告書のファイルが公開されていますので、それをダウンロードして使いましょう。
- 作成時には、『加算の算定総額より賃金改善額が多いこと』、『3分の2以上をベースアップに充てていること』を再度、確認しましょう。



# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A 令和4年1月31日 問2

Q.  
「〇月分の賃金改善」というのは、「〇月に支払われる賃金を引き上げる」ということか。

A.  
賃金改善対象期間は、原則、令和4年2月分から9月分までとしており、「〇月の労働に対する賃金を引き上げる」又は「〇月に支払われる賃金を引き上げる」のいずれの方法もとりうるものであるが、現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう、各事業所において適切にご対応いただきたい。

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A 令和4年1月31日 問4

Q.

ベースアップ等による賃金改善を開始した後に、利用者が想定よりも増えるなど、補助金の受給額が計画書作成時の見込額を上回り、ベースアップ等に充てるべき額が増加した場合、必要に応じて再度就業規則等を改正し、基本給又は決まって毎月支払われる手当を更に引き上げることが必要か。

A.

貴見のとおり。

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A 令和4年1月31日 問5

Q.  
時給や日給を引き上げることは、ベースアップ等の引上げにあたるか。

A.  
基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップ等の引上げに当たる。

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A 令和4年1月31日 問7

Q.  
ベースアップ等に係る要件については、「介護職員」と「その他の職員」のグループごとに満たす必要があるか。

A.  
貴見のとおり。

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A 令和4年1月31日 問8

Q.

賃金改善実施期間における賃金改善額について、「当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる」とされているが、法定福利費等の事業主負担の増加分は、ベースアップ等による賃金改善に含めてよいか。

A.

法定福利費等の事業主負担の増加分については、ベースアップ等による賃金改善には当たらないが、介護職員処遇改善加算等と同様に、ベースアップ等に充てた額以外の分として賃金改善に含めることは可能である。

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A 令和4年1月31日 問9

Q.  
賃金改善額の3分の2以上をベースアップ等に充てることが要件とされているが、ベースアップ等に充てた額以外の分について、用途制限はないのか。

A.  
賃金改善実施期間全体で、補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要であるため、ベースアップ等に充てた額以外の分についても、賞与や一時金等による賃金改善に充てなければならない。

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A 令和4年1月31日 問10

Q.  
「決まって毎月支払われる手当」とはどのようなものか。

A.  
決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含むが、以下の諸手当は含まない。

- ・月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
- ・労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A 令和4年1月31日 問12

Q.

その他の職員の範囲は、事業所の判断で決められるのか。また、介護職員とその他の職員について、配分割合等のルールは設けられているか。

A.

その他の職員の範囲は各事業所においてご判断いただきたい。また、本部の人事、事業部等で働く者など、法人内で介護に従事していない職員の取扱いについては、2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.2）（令和元年7月23日）問13を参照されたい。  
なお、その他の職員にも配分を行う場合は、介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いしたい。



# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A 令和4年1月31日 問14

Q.

介護予防・日常生活支援総合事業について、現行の介護職員処遇改善加算を算定する枠組みがない市町村もあるが、現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していなければ、本補助金の支給対象にはならないか。

A.

介護給付サービスにおける介護職員処遇改善加算と同様の加算が当該市町村において設定されており、事業所が当該加算を算定している場合は対象として差し支えない。

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A 令和4年1月31日 問16

Q.

処遇改善計画書の「介護職員等の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額並びに各介護サービス事業所等の独自の賃金改善額を含む額を記載するのか。

A.

貴見のとおり。

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A 令和4年1月31日 問18

Q.

前年度の介護職員等の賃金の総額は、前年度から事業所の介護職員等が入れ替わりや増員等があった場合、どのように考えればよいか。

A.

2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.4）（令和2年3月30日）問4及び令和3年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1）（令和3年3月19日）問22を参照されたい。

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A 令和4年1月31日 問26

Q.

月遅れ請求、過誤調整等により、事後的に総報酬の額が増減する場合、補助金の支払・返還をどのようにすべきか。

A.

月遅れ請求等の対応については、実施要綱において「当該請求に係る補助額の支給を最大2か月間対応することとする」としているところ。また、月遅れ請求等により、

- ・ 事後的に報酬が増額した場合
  - ・ 事後的に報酬が減額したが、当月の総報酬がプラスである場合
- については、補助金額の調整は国保連合会において対応がされる。

なお、

- ・ 事後的に総報酬が減額し、当月の総報酬がマイナスとなった場合
- については、交付対象期間全体でみたときに補助金額が適正なものとなるよう、都道府県に個別にご対応いただく必要がある。

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A 令和4年1月31日 問31

Q.

地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業については、都道府県で介護職員処遇改善加算の取得状況は把握していないが、どのように要件の確認を行えばよいか。

A.

介護職員処遇改善加算の取得状況は、国保連合会において確認が可能であり、地域密着型サービスについて、この観点からは市町村との連携を行う必要はない。また、介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村が独自で介護職員処遇改善加算と同様の加算を設定している場合は、当該市町村と連携を行っていただく必要がある。

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol.3）令和4年3月23日 問1

Q.

前年度に通常よりも多く賞与を支払った等の理由により、前年度の賃金の総額（基準額）が例年よりも高くなり、本補助金による賃金改善を行っても前年度からの賃金の増加額が補助金の額を上回らない場合、本補助金の申請はできないのか。

A.

前年度の賃金の総額については、令和3年2月から9月までの8か月間の賃金の総額を記載することとしているが、これにより難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の賃金の総額を推定することとしている。また、介護職員処遇改善加算等においては、独自の賃金改善の具体的な取組内容と算定根拠を記載することで、前年度の介護職員の賃金の総額から独自の賃金改善額を控除することを可能としている。そのため、前年度に通常よりも多く賞与を支払っていた等の理由により、前年度の賃金の総額（基準額）が例年よりも高くなり、前年度からの賃金の増加額が補助金の額を上回らなかった場合、処遇改善加算等の計画書を本補助金の計画書とあわせて提出することで、処遇改善加算等において控除された独自の賃金改善額や、その取組内容及び算定根拠を明らかにすることにより、本補助金における基準額についても、処遇改善加算等の計画書における独自の賃金改善額と同額を控除して推定することが可能である。

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol.3）令和4年3月23日 問3

Q.

都道府県の圏域を超えて所在する複数の介護サービス事業所等を有する介護事業所等が、法人で一括して処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書を作成する際、当該都道府県ごとに別個の計画書等を作成し提出することが必要か。

A.

処遇改善加算等の計画書及び実績報告書の作成を法人単位で行う場合、

- ・法人において処遇改善加算等により賃金改善を行った総額が、法人における処遇改善加算等による収入額を上回ることが必要であるが、
- ・提出先の都道府県ごとに処遇改善計画書等を書き分けることまでは不要であり、指定権者をまたぐ複数事業所について、法人単位で一括して処遇改善計画書を作成することは可能であるが、この取扱いについては、本補助金においても同様とする。

なお、補助金を取得する事業所は、補助金別紙様式2-2の「補助金取得予定」欄に「○」を記入し、各都道府県から、当該欄に「○」が記入され、かつ、「事業所の所在地」欄に自都道府県が記載された事業所について補助金の支払い等が行われる。

〈参考〉

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成24年3月16日）問226

# ベースアップ等加算（処遇改善支援補助金）のQ&A

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol.3）令和4年3月23日 問4

Q.

処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書において、介護サービスと介護予防サービスのいずれも提供している事業者が、処遇改善支援補助金計画書及び処遇改善支援補助金実績報告書に「サービス名」を記入する際、介護サービスと介護予防サービスを区別して記載することが必要か。

A.

補助金の交付事務において、都道府県及び国保連合会が交付対象となる事業所やサービスを適切に特定した上で補助金額の算出等を行うため、介護サービスと介護予防サービスを区別して様式に記載することが必要となる。

例えば、短期入所生活介護サービス事業所と介護予防短期入所生活介護サービス事業所が同一の事業所番号で紐付いている場合、両事業所がともに介護職員処遇改善支援補助金を取得するためには、補助金別紙様式2-2「サービス名」の欄に、両事業所を区別し、2行に分けて記載すること。

その際、(f-1)、(f-2)、(g-1)及び(g-2)の列について、両事業所の賃金改善の見込額を区別して記入することが難しい場合は、介護サービスに一括計上（介護予防サービスはゼロ又は空欄）とすることも可能であること。

<参考：記入例（補助金別紙様式2-2）>

補助金種別 番号	介護保険事業所番号	指定番号	事業所の所在地		事業所名	サービス名
			都道府県	市区町村		
1	○××××××××××××××	A県	A県	C市	介護保険事業所名特01	特定施設入居者生活介護
2	○××××××××××××××	A県	A県	C市	介護保険事業所名特01	介護予防特定施設入居者生活介護
3	○××××××××××××××	B県	B県	D市	介護保険事業所名特02	短期入所生活介護
4	○××××××××××××××	B県	B県	D市	介護保険事業所名特02	介護予防短期入所生活介護

算定する介護職員処遇改善加算の区分	一団全体の介護職員処遇改善加算の額(円)	区分	1単位あたり100円相当額(円)	交付率(%)	交付対象月(d)	介護職員処遇改善支援補助金			
						合計額(円)	(f-1) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額(円)	(f-2) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額(円)	(g-1) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額(円)
加算1	1,000,000	10.68	1.4%	4年2月~4年9月(8ヶ月)	1,196,160	600,000	450,000	600,000	400,000
加算1	0	10.68	1.4%	4年2月~4年9月(8ヶ月)	0	0	0	0	0
加算1	300,000	10.68	1.4%	4年2月~4年9月(8ヶ月)	359,840	180,000	135,000	180,000	135,000
加算1	0	10.68	1.4%	4年2月~4年9月(8ヶ月)	0	0	0	0	0